

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3143473号
(U3143473)

(45) 発行日 平成20年7月24日(2008.7.24)

(24) 登録日 平成20年7月2日(2008.7.2)

(51) Int.Cl. F 1
A 4 5 D 33/32 (2006.01) A 4 5 D 33/32

評価書の請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号 実願2008-3056 (U2008-3056)
(22) 出願日 平成20年5月13日(2008.5.13)(73) 実用新案権者 506190197
皇音企業有限公司
台湾高雄市前鎮区瑞西街36号
(74) 代理人 100080252
弁理士 鈴木 征四郎
(74) 代理人 100106448
弁理士 中嶋 伸介
(72) 考案者 林輝南
台湾高雄市前鎮区瑞西街36号

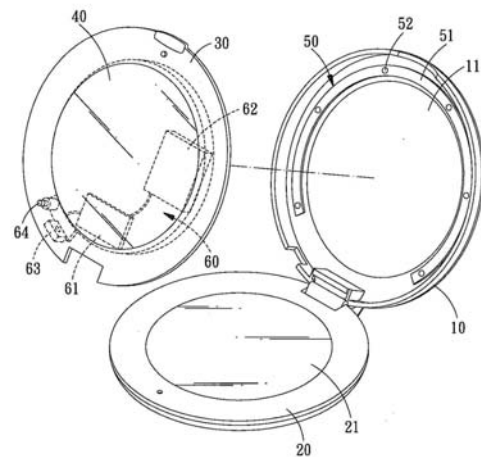
(54) 【考案の名称】 発光装置付き充電式化粧ケース

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 電池のリサイクル作業が必要なくなる発光装置付き充電式化粧ケースを提供する。

【解決手段】 一側に窪みが成形されている第一蓋10と、第一蓋10に開閉自在に接続されている第二蓋20と、第一蓋10の窪み内に設けられている透光シート30と、透光シート30の中心に設けられており、第二蓋20に対向している鏡21と、第一蓋10の窪み11内に設けられており、第一蓋10と透光シート30の間に位置されており、回路板51と若干の発光装置52とを有し、回路板51は第一蓋10に設けられている発光装置電子回路50と、第一蓋10の窪み11内に設けられており、第一蓋10と透光シート30の間に位置されており、回路板51とリチウムイオン電池62と充電ソケット63とを有し、回路板51は、リチウムイオン電池62及び充電ソケット63と電気的に接続している充電回路60と、を含む。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

一側に窪みが成形されている第一蓋と、
前記第一蓋に開閉自在に接続されている第二蓋と、
前記第一蓋の窪み内に設けられている透光シートと、
前記透光シートの中心に設けられており、前記第二蓋に対向している鏡と、
前記第一蓋の窪み内に設けられており、前記第一蓋と前記透光シートの間に位置されてお
り、回路板と若干の発光装置とを有し、前記回路板は前記第一蓋に設けられており、これ
らの発光装置は、前記回路板の上で設けられており、
前記透光シートの周縁に対向している発光装置電子回路と、
前記第一蓋の窪み内に設けられており、前記第一蓋と前記透光シートの間に位置されてお
り、回路板とリチウムイオン電池と充電ソケットとを有し、前記回路板は、前記リチウム
イオン電池及び充電ソケットと電氣的に接続しており、且つ前記発光装置電子回路の回路
板と電氣的に接続しており、前記充電ソケットは前記第一蓋の側辺から外部に露出してい
る充電回路と、を含むことを特徴とする
発光装置付き充電式化粧ケース。

10

【請求項 2】

前記第二蓋の一側には鏡が設けられており、前記鏡は前記透光シートの中央に設けられて
いる鏡に対向していることを特徴とする、請求項 1 に記載の発光装置付き充電式化粧ケー
ス。

20

【請求項 3】

前記第二蓋の一側にはファンデーションが設けられており、前記ファンデーションは前記
透光シートの中央に設けられている鏡に対向していることを特徴とする、請求項 1 に記載
の発光装置付き充電式化粧ケース。

【請求項 4】

前記透光シートは、光線の約半分を透過可能な材料で作製されたものであることを特徴と
する、請求項 1 に記載の発光装置付き充電式化粧ケース。

【請求項 5】

前記透光シートの表面は霧状を呈することを特徴とする、請求項 4 に記載の発光装置付き
充電式化粧ケース。

30

【請求項 6】

前記充電回路には、その回路板と電氣的に接続しているスイッチが設けられており、前記
スイッチは前記透光シートを貫通して突起していることを特徴とする、請求項 1 に記載の
発光装置付き充電式化粧ケース。

【請求項 7】

前記発光装置電子回路のこれらの発光装置は発光ダイオードであることを特徴とする、請
求項 1 に記載の発光装置付き充電式化粧ケース。

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本考案は、化粧用パウダーを収容する容器に関し、特に、発光装置付き充電式化粧ケー
スに関するものである。

40

【背景技術】**【0002】**

従来、化粧ケースの種類は多いが、二つの蓋から構成されるものが多く、二つの蓋の間
には、鏡、ファンデーションや他の化粧道具を収容することができ、例えば台湾特許第0882
07174 号の「化粧ケース内の鏡照明装置」が提案され、これは、二つの蓋を枢着して構成
された化粧ケースの内部に若干の発光ダイオードが設けられており、これらの発光ダイオ
ードにより、光度が弱い場所でも、ユーザの顔などは鏡にはっきりと映ることができ、電
灯の高熱による化粧品などの変質を防止可能であり、全体の体積を縮小することができ、

50

携帯性が良くなる。

【0003】

しかしながら、このような化粧ケースは、発光ダイオードの電力が電池に供給されるので、電池の電力が切れたと蓋を開けて電池を交換することが必要であり、そうすると、電池のリサイクル作業が必要であり、極めて面倒であった。

【考案の開示】

【考案が解決しようとする課題】

【0004】

本考案の主な目的は、充電可能なりチウムイオン電池によって電力を発光装置に供給することにより、電池の電力が切れた場合には、充電するだけでりチウムイオン電池を再利用することができ、電池のリサイクル作業が必要なくなる発光装置付き充電式化粧ケースを提供することにある。

10

【課題を解決するための手段】

【0005】

本考案の請求項1に記載の発光装置付き充電式化粧ケースによると、一側に窪みが成形されている第一蓋と、前記第一蓋に開閉自在に接続されている第二蓋と、前記第一蓋の窪み内に設けられている透光シートと、前記透光シートの中心に設けられており、前記第二蓋に対向している鏡と、前記第一蓋の窪み内に設けられており、前記第一蓋と前記透光シートの上に位置されており、回路板と若干の発光装置とを有し、前記回路板は前記第一蓋に設けられており、これらの発光装置は、前記回路板の上で設けられており、前記透光シートの周縁に対向している発光装置電子回路と、前記第一蓋の窪み内に設けられており、前記第一蓋と前記透光シートの間に位置されており、回路板とリチウムイオン電池と充電ソケットとを有し、前記回路板は、前記リチウムイオン電池及び充電ソケットと電気的に接続しており、且つ前記発光装置電子回路の回路板と電気的に接続しており、前記充電ソケットは前記第一蓋の側辺から外部に露出している充電回路と、を含むことを特徴とする発光装置付き充電式化粧ケースである。

20

【0006】

本考案の請求項2に記載の発光装置付き充電式化粧ケースによると、前記第二蓋の側には鏡が設けられており、前記鏡は前記透光シートの中央に設けられている鏡に対向している。

30

本考案の請求項3に記載の発光装置付き充電式化粧ケースによると、前記第二蓋の側にはファンデーションが設けられており、前記ファンデーションは前記透光シートの中央に設けられている鏡に対向している。

【0007】

本考案の請求項4に記載の発光装置付き充電式化粧ケースによると、前記透光シートは、光線の約半分を透過可能な材料で作製されたものである。

本考案の請求項5に記載の発光装置付き充電式化粧ケースによると、前記透光シートの表面は霧状を呈する。

【0008】

本考案の請求項6に記載の発光装置付き充電式化粧ケースによると、前記充電回路には、その回路板と電気的に接続しているスイッチが設けられており、前記スイッチは前記透光シートを貫通して突起している。

40

本考案の請求項7に記載の発光装置付き充電式化粧ケースによると、前記発光装置電子回路のこれらの発光装置は発光ダイオードである。

【0009】

(考案の効果)

本考案に係る発光装置付き充電式化粧ケースによれば、電池の電力が切れた場合には、充電するだけでりチウムイオン電池を再利用することができ、電池のリサイクル作業が必要なくなるという効果を有する。

【考案を実施するための最良の形態】

50

【 0 0 1 0 】

以下、本考案の実施の形態を図面に基づいて説明する。

本考案の実施例に係る発光装置付き充電式化粧ケースは、図 1 に示すように、第一蓋 1 0 と、第二蓋 2 0 と、透光シート 3 0 と、鏡 4 0 と、発光装置電子回路 5 0 と、充電回路 6 0 と、を含む。

【 0 0 1 1 】

第一蓋 1 0 は、一側に窪み 1 1 が成形されている。

第二蓋 2 0 は、第一蓋 1 0 に開閉自在に接続されており、この接続方式は、枢着方式を採用してもいいし、金属パネによって接続する方式を採用してよく、これらの接続方式は周知な技術であるので、説明を省略し、また、第二蓋 2 0 の一側には鏡 2 1 が設けられており、鏡 2 1 は第一蓋 1 0 の窪み 1 1 に対向している。

透光シート 3 0 は、第一蓋 1 0 の窪み 1 1 内に設けられており、光線の約半分を透過可能な材料で作製されたものであってもいいし、その表面に霧状を呈するものであってもよい。

【 0 0 1 2 】

鏡 4 0 は、透光シート 3 0 の中心に設けられており、第二蓋 2 0 の鏡 2 1 に対向している。

発光装置電子回路 5 0 は、第一蓋 1 0 の窪み 1 1 内に設けられており、第一蓋 1 0 と透光シート 3 0 の間に位置されており、円弧形状を呈する回路板 5 1 と若干の発光装置 5 2 とを有し、回路板 5 1 は第一蓋 1 0 に設けられており、

これらの発光装置 5 2 は、前記回路板の上で等距離に排列されており、透光シート 3 0 の周縁に対向しており、本実施例では、これらの発光装置 5 2 が発光ダイオードである。

【 0 0 1 3 】

充電回路 6 0 は、第一蓋 1 0 の窪み 1 1 内に設けられており、第一蓋 1 0 と透光シート 3 0 の間に位置されており、回路板 6 1 とリチウムイオン電池 6 2 と充電ソケット 6 3 とスイッチ 6 4 とを有し、回路板 6 1 は、リチウムイオン電池 6 2、充電ソケット 6 3 及びスイッチ 6 4 とそれぞれ電氣的に接続しており、且つ発光装置電子回路 5 0 の回路板 5 1 と電氣的に接続しており、充電ソケット 6 0 は第一蓋 1 0 の側辺から外部に露出しており、スイッチ 6 4 は透光シート 3 0 を貫通して突起している。

図 2 に示すように、充電回路 6 0 のスイッチ 6 4 は、充電回路 6 0 の回路板 6 1 を通じてリチウムイオン電池 6 2 の電力を発光装置電子回路 5 0 に供給し、発光装置電子回路 5 0 は回路板 5 1 を通じて電力をこれらの発光装置 5 2 に供給し、これにより、これらの発光装置 5 2 が発光して、光線が透光シート 3 0 の周縁を透過して外部に射出される。

【 0 0 1 4 】

また、リチウムイオン電池 6 2 の電力が切れた場合には、図 3 に示すように、外部電源と接続しているプラグ A を充電回路 6 0 の充電ソケット 6 3 に挿入すると、外部からの電力が充電回路 6 0 の充電ソケット 6 3 及び回路板 6 1 を通過してリチウムイオン電池 6 2 を充電する。

一方、第二蓋 2 0 には、鏡 2 1 を設けてもいいし、図 4 に示すように、ファンデーション 2 2 を設けてもいいし、個人の必要な化粧用品を設けてもよい。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 1 5 】

【 図 1 】 本考案の実施例に係る発光装置付き充電式化粧ケースの分解斜視図である。

【 図 2 】 本考案の実施例に係る発光装置付き充電式化粧ケースの組合せ状態を示す斜視図である。

【 図 3 】 本考案の実施例に係る発光装置付き充電式化粧ケースが充電している状態を示す概略図である。

【 図 4 】 本考案の実施例に係る第二蓋にファンデーションが設けられている状態を示す概

10

20

30

40

50

略図である。

【符号の説明】

【 0 0 1 6 】

1 0 : 第一蓋

1 1 : 窪み

2 0 : 第二蓋

2 1 : 鏡

2 2 : ファンデーション

3 0 : 透光シート

4 0 : 鏡

5 0 : 発光装置電子回路

5 1 : 回路板

5 2 : 発光装置

6 0 : 充電回路

6 1 : 回路板

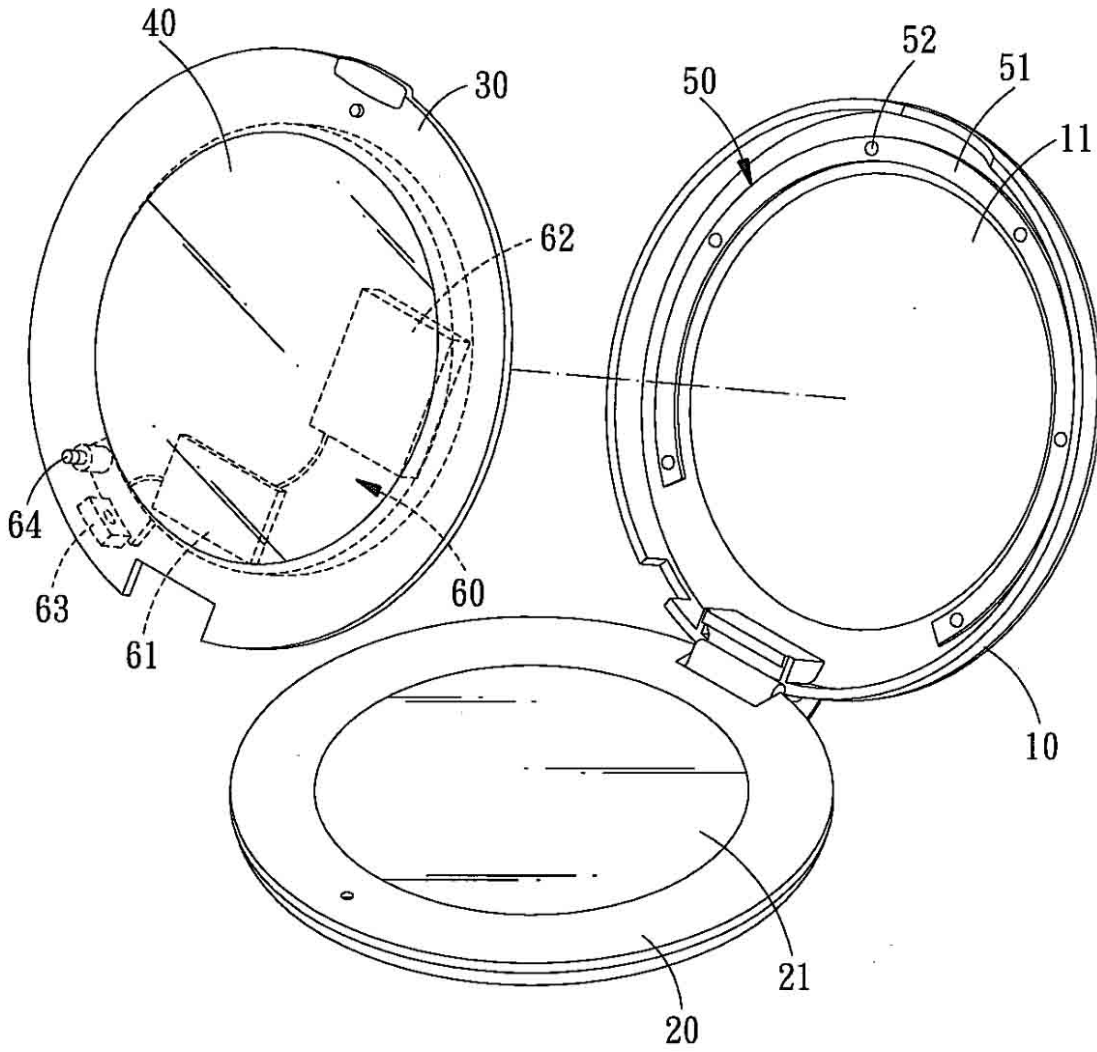
6 2 : リチウムイオン電池

6 3 : 充電ソケット

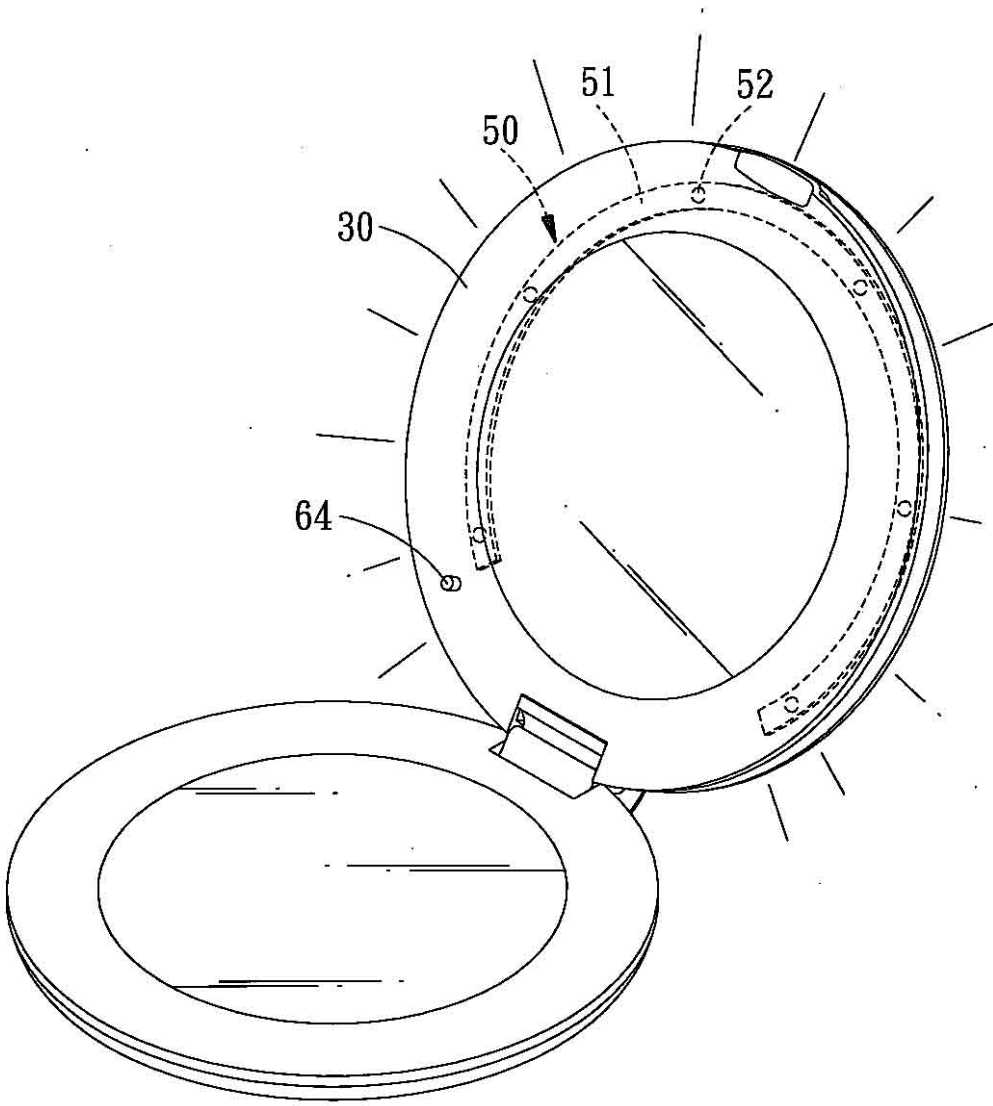
6 4 : スイッチ

A : プラグ

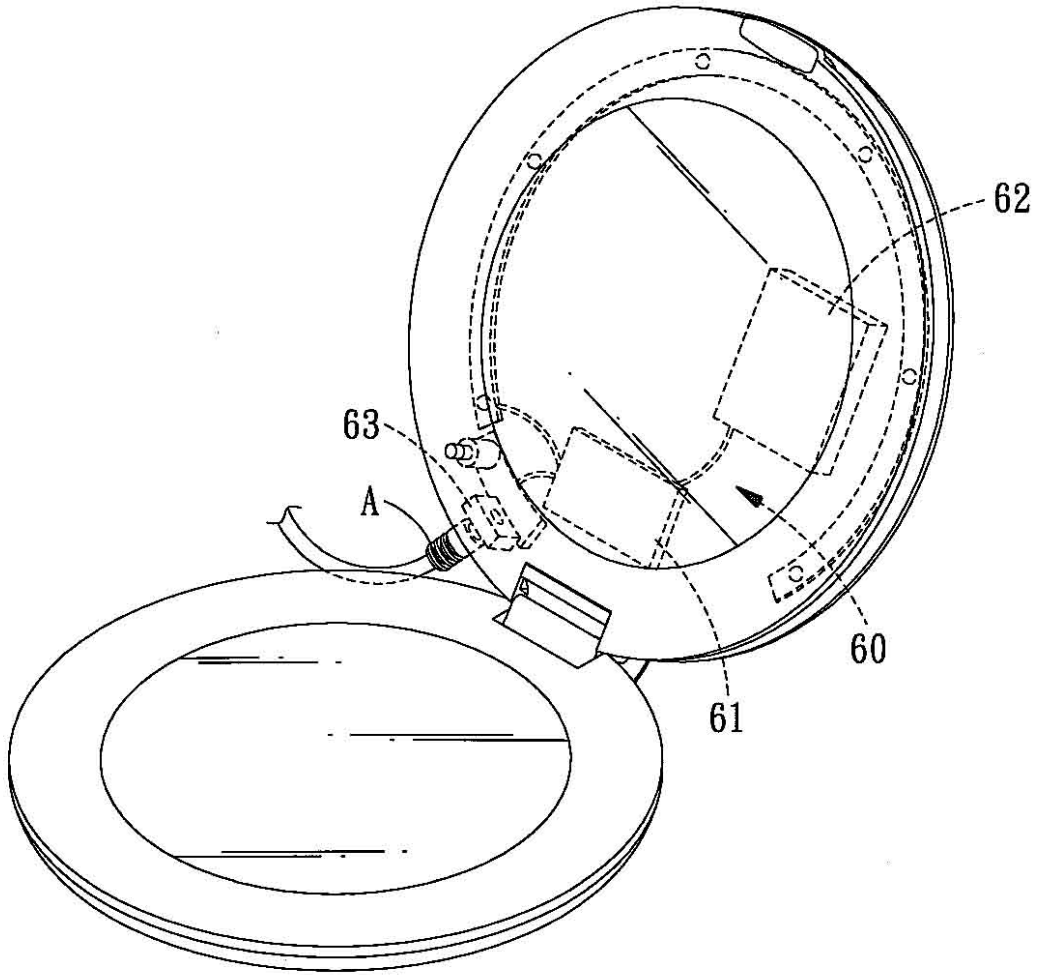
【図1】



【 図 2 】



【 図 3 】



【 図 4 】

